

ミュンヘンのロースクール日記(5)



会員 押鴨 涼子

オクトーバーフェストが終わるとミュンヘンは一気に冷え込み、この原稿を書いている10月下旬、いつ雪が降ってもおかしくない天気が続きます。先日、MIPLCより成績表の通知がきました。聴講した科目そして修士論文とも全て単位を修得でき、卒業が確定したことを、温かいメッセージと共にご連絡してくれました。年間を通じて、スタッフからの連絡にはちょっとしたジョークが書いてあったり、また、イースターやクリスマスにはプレゼントが、クラスメートの誕生日にはプレゼントとスタッフ全員からのメッセージが入ったカードが、学生各人の机にそっと置かれていたり。学生数30人あまりのこじんまりしたスクールゆえの心尽くしを感じました。

今回は、講義紹介では著作権シリーズを、MIPLC関連では提携しているアウグスブルグ大学等について、ドイツ紹介ではクリスマスマーケットの様子を、そして留学関連では推薦文について、ご紹介したいと思います。

1. ロースクール：著作権シリーズ

1) 欧州著作権法（必修科目）

欧州著作権法といっても、EPC（欧州特許法）のような欧州単一法があるわけではありません。EUでは全く異なる2つの法体系、“Anglo-American copyright system”と“Continental European ‘authors’ right system (droit d’auteur)”とが併存しています。“Anglo-American copyright system”は、イギリス（判例法）の著作権法体系をいい、著作権の経済面が重視されています。世界的には、大英帝国の植民地やイギリス連邦の国々である（であった）米国、オーストラリア、インド等がこの法体系を採用しています。“Continental European”というのは、イギリスに対する独仏等ヨーロッパ大陸諸国（成文法）の法体系をいい、著作者人格権が重視されています。世界的には、これらの国々の植民地だったラテンアメリカ諸国、ア

フリカ諸国、ベトナムやインドネシア等のアジア諸国が当該法体系を採用しています。

EU法の講義で何回も強調されていたように、EUでは“harmonization”を図る必要があります。EU加盟国は独自の国内著作権法をもっていますが、このように、国によって採用している法体系が全く異なるのでは、EU加盟国の国内法の統一を図ることは困難です。つまり、各加盟国の法令を統一し、加盟国内で直接、適用される『規則（regulation）』で加盟国を拘束することはできません。この点、各国法令の調整を図ることを目的とする『指令（Directive）』であれば、各国が独自の判断に基づいて法令を制定できる余地が残されています。というわけで、欧州では、著作権に関連する指令が数多く制定されています。

欧州著作権法では、2つの法域の相違及び指令の解説に主眼が置かれました。以下、教官毎の講義内容等を簡単にご紹介します。

i) Dr. Silke von Lewinski (Max Planck Institute for Intellectual Property) :

本講義は、欧州著作権法のうち、英米法と大陸法の相違点の解説、大陸法として、ドイツ著作権法の解説、さらに指令として、「レンタル権（Rental and Lending Rights）に関する指令」、「ケーブル及び衛星（Cable and Satellite）に関する指令」、「保護期間に関する指令」、「再販権に関する指令」等の解説さらにECJ等の判例紹介からなり、これを11月中旬の5日間午後2時から6時までのスケジュールで学びました。ドイツ法でも指令でも、条文をひたすら一条ずつ丹念に読み解いていく教授法はアメリカ式のソクラテスメソッドに比べて“boring”との意見もありましたが、その頃の私にとっては、条文という目に見える教材を用いての講義は分かりやすく、安心して講義を聴講することができました。

教官はMPIの研究者でアメリカのロースクールの教官を始め、世界各国を忙しく飛び回る、麗しく、ま

たかわいらしさも兼ね備えた女性です。バイオリンの腕もプロ級だとか。なお、ドイツでは、名前に“von”とつく方を見かけます。これは貴族の称号のようで(全員ではないようですが)、印刷物等にはかならず苗字の前に von がつきます。たとえば、「Dr. von Lewinski」みたいな感じです。

本講義では、学生グループのプレゼンテーションによる判例紹介が実施されました。私は、パキスタンと中国の学生と3人で、ドイツのグラモフォン(以下「G社」というレコード会社に関する判例紹介をしました。G社はドイツ国内でレコードを販売しています。G社のフランスの子会社は、ドイツよりも安価で正当にフランス国内でG社のレコードを販売する契約を結んでいました。この子会社がフランス価格で当該レコードをドイツで販売することを禁じたG社の行為がEEC条約(1970年当時、現在のTFEU条約)の競争法に抵触するか(支配的地位の濫用)、という論点の判例でした。ランチタイムに3人で集まり、判例の重要ポイントの確認や、質問、役割分担など話し合うことができました。MIPLCが始まって1カ月半ほどの時期で、英語での意思疎通にまだ不安があり、“何とか”こなしていた状態です。このプレゼンの同じ週には、午前中に「Innovation Policy」という経済系の科目も受講しており、その講義でもプレゼンもすることになっていたため、こんなことが本当にあっているのか!というくらい緊張感に富む週でした。この頃の記憶としては、デスクスタンドのみの暗いオフィスで夜遅くまでシラバスを読む自分しか思い出せず、さらに、毎日、どうやってシラバスを読む時間を作るか、ということばかり考えていました。

ii) Prof. Bernt Hugenholtz (Institute for Information Law (ViR), University of Amsterdam) :

本講義は、「コンピュータープログラムに関する指令」及び「データベースに関する指令」「情報社会(information society)に関する指令」とそれらに関連するECJ等の判例の解説といった内容でした。

教官は高名な方で、アムステルダム大学で教鞭をとる傍らオランダ著作権委員会を始め、WIPOや欧州委員会のコンサルタントも務めているようです。この教官の講義も素晴らしく、MIPLCプログラム中のトップ5の1つに入る講義でした。私はコンピューターには疎く、コンピューターやデータベースといった電腦空間系の科目には苦手意識が強いのですが、フーゲン

ホルツ教授の講義には完璧に惹きこまれ、質問ができるほどでした。同じことを習うのでも、教える人の熱意や教授法によってこんなに差があるのか、というのは、小学校以来度々経験してきたことです。フーゲンホルツ教授の講義はアメリカ式の華麗な教授法とも異なり、熱い講義ではありませんでしたが、アタマの良さ、問題提起の仕方、論理構成の鋭さ、論点に対する切り込み、さらに無表情に発せられる機知が凝集したジョークに至るまで、片時も目が離せない素晴らしい講義で、プログラムやデータベースに対する苦手意識もなくなり、これらの指令の理解も進みました。

2) 国際及び比較著作権法(必修科目)

i) Prof. Robert Brauneis, Member of the Managing Board (The George Washington University Law School)

本講義は、米国著作権法に関する講義で、判例法の国らしく、読み込む判例の数、1つの判例の長さはECJ等の大陸法のものとは比べものになりません。総じて米国の教授の講義はうまく構成されていて、テンポも早いわりには、言語が聞きやすいこともあってか、理解しやすい興味深い講義が多く、ブラウナイス教授も例外ではありません。たくさんの判例をさくさくと紹介しながら、論点も分かりやすく説明して下りました。

ところで、著作権は知財各法の中でも比較的興味をもたれやすい分野かと思います。私も、音楽、美術、映画等の芸術に興味があり、著作権の判例には興味深いものが多いです。シラバスの最初に載っていた判例は、ジャズ界では有名なサックス奏者ウェイン・ショーターがライブハウスで演奏したアドリブを他人が真似して演奏したことについて、ショーターが訴訟を起こしたというもので、音楽仲間の間ではかなりうけそうな判例で、顛末がどうなるのか興味津々で一気に読み進めてしまいました。そんなこともあり、ずっとこの科目に入っていくことができました。当の裁判の結末は、ライブでのアドリブは固定されておらず(録音されていない)、著作権の要件を満たしていないと認定され、被告は訴追を免れたというものです。こんな判例に限らず、最近の音楽配信と著作権の関係なども皆さん興味があるところではないかと思います。題材に興味があれば、判例を読むスピードも上がるし、理解も進みます。教授の親しみやすいお人柄もあり、楽しい講義でした。

が、一転、試験は問題文が6～7頁にも及び、Reading time（試験問題を読むための時間で、その他の行為は一切禁止）が30分割り当てられるほどでした。事案もひっかけどころが満載で、クラスメートからは「あんな問題はFairじゃない！」と悲鳴が上がるほどでした。講義と試験は全くの別物です。

ii) Dr. Henning Grosse Ruse-Khan (Max Planck Institute for Intellectual Property, Competition and Tax Law) :

「僕の講義はWTO」という言葉で始まった本講義は、著作権と国際法に関するものでした。WTOで知財といえば、言わずと知れたTRIPS協定ですね。講義では、その他、著作権のベルヌ条約、WIPOが作成した「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」, 国際法上の規則を統一した「条約法に関するウィーン条約(VCLT)」などが取り上げられました。

具体的には、著作権法の基幹であるベルヌ条約を基に、より経済的側面が強いTRIPSと、デジタルコンテンツに関する規定が充実しているWCTと、これらの国際法どうしの関係の根拠となっているVCLTとがどのように関連しているのかといった切り口が絶妙で、とても興味深かったです。各々の条約の理解はもとより、国際法の枠組みのなかでの位置づけ、さらに著作権にまつわる、特に最先端技術に対応するための最近の動向や、今後の見通しについても、分かりやすく解説して下さいました。何しろ講義はとても面白く、この分野への興味が一段と深まりました。

教官はMPIのフェロー（上級研究員）でMIPLC教官の中でも若い世代に属しますが、知識も豊富、思考もクリアな方とお見受けしました。教官は国際法の研究を中心になさっているということで、著作権とは関係のない特許のお話もして下さいました。

iii) Dr. Peter Ganeva (Goethe Universität Frankfurt) :

著作権ラウンドも本講義をもって終わりになります。アメリカ、国際ときて、著作権講義の最後を飾ったのは、なんと、わが日本国著作権法でした。

名前からも正真正銘のドイツ人の教授の方の講義で、サムライの時代の著作権の話から始まり、文明開化の明治時代と、歴史の授業のような講義が始まります。目をぱちくりしたクラスメートが時折、「本当かよ？」という眼差しを向けてきます。

その後は、現代の著作権法の概要的な解説があり、

録画TV事件、選撮見録（よりどりみどり）事件等の最近の録画や音楽配信に関する判例解説が続きます。「MYUTA（マイうた）事件」の判例では、クラスメートは「ミュータ？」と何度も首をかしげ、日本語は難しいと唸っていました。

著作物の対象が映画か映画でないかで分類される、映画の頒布権（26条）、譲渡権（26条の2）及び貸与権（26条の3）のあたりは、クラスメートには複雑怪奇に映ったようです。「映画か映画でないかで分けるんだよ」と教えてあげたのですが、「映画」にはゲームが含まれるか、といった論点を扱った判例も講義で取り上げられていたため、さらに複雑感が増したようです。日本の法律をドイツにて英語で学ぶのも不思議な感覚でした。

2. アウグスブルグ大学

何度かご紹介しているように、MIPLCはマックスプランク知的財産・不正競争・租税研究所のほか、アウグスブルグ大学、ミュンヘン工科大学と米国ワシントン大学が母体となっています。ドイツでは研究機関からは学位は授与されないため、私たちの卒業証書はアウグスブルグ大学から授与されます。今回はそのアウグスブルグの大学とアウグスブルグの街並みについて紹介します。

まず、アウグスブルグは、紀元前15年にローマ帝国初代皇帝アウグストゥスにより建設された都市です。したがって、ドイツの中でも最古の都市に分類されるのではないのでしょうか。



市庁舎前のアウグストゥスの銅像

そして、有名なロマンティック街道の街の一つでもあり、中世にはドイツとイタリアを結ぶ商業基点として栄えた街でもあります。

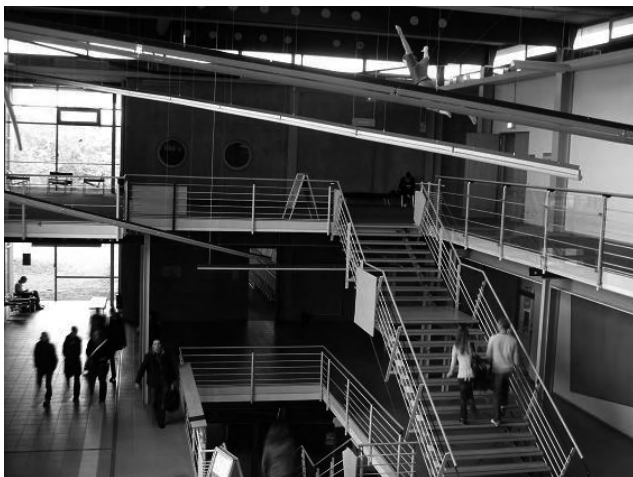
以前もご紹介した EU 法のミューラー教授が、アウグスブルグ大学で講義をして下さり、その後、アウグスブルグの市内を自らご案内して下さいました。

アウグスブルグは、ミュンヘンからドイツ鉄道で 40 分ほどの北西にいったところに位置し、大学は、アウグスブルグ駅の一つ手前の駅で降りて、さらにトラムに乗り換え大学前という停留所で下りると目の前に現れます。



アウグスブルグ大学正門

ドイツ人の友人に聞いたところによれば、ドイツには固有の教育システムがあるのですが、最近では、欧米式の教育システムを導入する試みもあり、アウグスブルグ大学はそういった新しいシステムも導入している画期的な大学でもあるようです。



アウグスブルグ大学内部

大学のキャンパスは、シンプルながらもデザイン性が高い、といった雰囲気です。

大講義室は階段式で椅子と机をパタンと押しだす方式のようです。この方式の机での書き心地、PC の使い心地はどうなんだろう、とってしまいます。私たちは、少人数用のこじんまりとした講義室で講義を受



アウグスブルグ大学講義室のひとつ

け、その後、大学のカフェテリアでランチを取った後は、市内観光に繰り出しました。

アウグスブルグ市内の見どころとしては、まずは街の中心部の市庁舎の中にある、『黄金の間』が挙げられます。



市庁舎の黄金の間

写真では白黒で分からないかもしれませんが、壁や額縁のあちこちが金細工できらきら輝いています。



黄金の間の天井画

この街が、かつてどのくらい栄華を誇っていたかが一見して分かります。

宗教改革で有名なマルティン・ルターが訪れたことで有名な聖アンナ教会にも案内して下さりました。



聖アンナ教会の外壁

アウグスブルグの街の東端にフッガーライという「世界最古」の集合住宅があります。1521年に街の勢力者だったヤコブ・フッガーが貧しい人々のために作ったもので、今でも人が生活しているそうです。家賃は当時のまま、1ライン・グルテン（今の約0.88€）で、毎日3度フッガー一族にお祈りをするのも家賃の一部に含まれているという粋な計らいも。



フッゲライの内部

ところで、この「世界で最古」というのは、「今でも人が生活している住宅としては」という但書きがつくようです。前述のフッガーは、貧しい人々が物乞いをして生活をするのではなく、自立して生活できることを願い、そのための支援をするためにこの住宅を建てたということです。このような思想は宗教改革のマルティン・ルター等の思想を先取りするものとして、アウグスブルグは、歴史だけでなく、宗教改革の発祥の地で

もあるということも誇りにしているようです。

この集合住宅の面白いところは、各家の玄関ベルの取っ手がすべて違う形をしているところです。何でも、街燈がない時代、遅く帰ってきてても、手さぐりで自分の家の取っ手かどうか確認することで間違いなく自分の家に帰り着くことができるように、というアイデアだそうです。

さて、このフッゲライ住宅の、一番有名な住人はこの方ではないでしょうか。



フッゲライ住宅のモーツアルトの曾祖父の住居

なんと、モーツアルトの曾祖父がここフッゲライに住んでいたということです。このお宅は中に入ることができます。一階が博物館になっていて、当時の生活用品などが展示してあります。

アウグスブルグはこじんまりした街ですが、ミュンヘンからもそれほど遠くなく、電車の便もいいので、ミュンヘンにお越しの際は、足を延ばされてみてはいかがでしょうか。

3. ドイツ：クリスマスマーケット

ドイツの冬は長く、日も短く、天気も悪く寒いです（愚痴ではなくて本当にそう言われています、念のため）。その中で、11月末からクリスマスまでにかけての期間は、ドイツの街もクリスマスマーケットで華やき、心も少し安らぎます。12月号ということで、今回はそのクリスマスマーケットのことを少しご紹介します。

クリスマスマーケットは、昔はクリスマスには食料品店などのお店がどこも休暇を取ってしまうため、その前に人々がクリスマス用品や食料品などを買いだめしておくためのマルクト（ドイツ語でマーケットはマルクトと言います）だったという話を聞いたことがあ

ります。



クッキーのお店：ニュルンベルグ

でも今は、クリスマス用品の他に、雑貨、衣類、宝石、お菓子、クレープ、ポテト、ソーセージやワインを温めたグリューワインの屋台など、むしろ家族や友人で楽しむような場所になっています。



クリスマス用品の屋台

クリスマスマーケットの特色の一つとして、このグリューワインが挙げられます。



グリューワイン

温めたワインにナツメグ等のスパイスが効いていて、寒いマーケットでもこれさえあれば体もぼかぼかになります。カップはデポジット制になっていて、カップをお店に戻すと1ユーロ返金されます。でも、気に入ったら持って帰ってもいいそうです。

また、ドイツと言えばソーセージは欠かせないのですが、どこのマルクトでも必ず50センチのソーセージを出している屋台があります。



50センチソーセージのホットドック

圧巻で、また試したことはありませんが、グリューワインとこのソーセージでおなか一杯になり、またお買い物に熱中できそうです。

ミュンヘン市内を走るトラムもクリスマストラムが走ります。



ミュンヘンのクリスマストラム

子供だけかと思いきや、結構大人で混み合っています。車内でもグリューワインを頂けます（ワインを供するというのは、やはり大人向けの企画なのでしょうか）。

クリスマスマーケットの期間は宗派によっても異なるようですが、11月30日に最も近い日曜日からクリスマスイブまでの約四週間（これを「アドヴェント」と言うようです）開催されるようです。場所も市庁舎前や大聖堂前の広場に所狭し、とお店が並びます。



ケルン大聖堂前の広場、クリスマス休暇で屋台も閉店？

先月号でお伝えしたオクトーバーフェストの会場 Theresienwiese でもクリスマスマーケットが開かれています。たまたま通りかかった会場の様子を少しお伝えします。ここは毎年イルミネーションが奇麗な幻想的なクリスマスマーケットです。今年の写真が間に会いましたので、ご紹介します。オクトーバーフェストとは全く違った雰囲気を楽しめます。



オクトーバーフェスト会場のマーケット

私の通学路レジデンスの中庭でももちろんマーケットは開かれました。さらに、毎日通っていたので、クリスマスマーケットが出来上がるまでをつぶさに観察することができました。作業は11月の中旬くらいから始まったでしょうか。とつても、最初はレジデンスの中庭に大きなトラックが頻繁に出入りするようになり（車両出入口は、レジデンスのマックスプランク研究所から見える場所にあつたので、講義中もトラックの出入りがよく見えました）、レジデンスの中庭に多数の建築資材が持ち込まれ、その後、何やら職人さんたちが出入りするようになり、『一体これからここで何が始まるんだろう』、くらいにしか思っておらず、

クリスマスマーケット自体は知っていましたが、まさかレジデンスの中庭でも開催されるなんて思ってもみませんでした。



広場の中心の舞台の骨組みのようです

広場の真ん中、骨組みからバンド演奏や歌の披露など各種催し物が行われる舞台ができました。



広場中央の舞台

職人さんたちは気合が入りつつも楽しそうです。



飾り付けを監督している職人さんたち

実際にクリスマスマーケットが始まると広場はいつ

でも人でいっぱいです。



一番有名なマーケット：ニュルンベルグ

このクリスマスマーケットはドイツに限らず、例えば、東隣のオーストリアや西隣のフランスでも開催されています。



ザルツブルグのレジデンス広場

MIPLCでもクリスマスマーケットに招待してくれました。MIPLCの近くに「中世のクリスマスマーケット」という広場があり、そこに皆で繰り出しました。お店の人は皆中世の衣装を着ている面白い趣向のクリスマスマーケットでした。

アツアツのグリューワインにホットなソーセージ、ドイツ流真冬の過ごし方です。

4. 留学を目指すあなたへ：推薦状編

今回は出願書類の一つ、推薦状についてご紹介させていただきます。

まず、出願書類にはそれぞれ役割があると思っています。たとえば、願書は自分についての身元証明、成績証明書は学業を修めたことの証明、エッセイは自己アピール、TOEFLのスコアは講義についていけることの保証、など。推薦状については、自分という人物の客観的な保証書、といったところかと思います。

推薦状を誰に書いて頂くかは頭が痛い問題でもあり、できれば高名な方に書いてもらう方がポイントも高いのではないかと、という質問を受けたことがありますし、私も当初どうしようかと考えました。ただ、上記の身分保証といった観点から、それから、以下に説明する内容からも、最終的には具体的に交流があった方に書いて頂くのがいいという考えに至りました。

推薦状が何通必要かということは大学によって異なるので、必ず確認することをお勧めします。2～3通必要になることが多く、詳細としては、一通はアカデミア、つまり、大学の指導教官、残りは職場の上司といったように指定されているようです。

内容については、エッセイのときにも書いたように、高い競争率のなか、人よりも一歩抜きでという意味では、インパクトが必要と思います。一日何通（何百通？）もの書類に目を通さなければならない、審査をする立場に立って考えると、通り一遍のことしか書いていない書類を最後まで読破してもらうかどうかは不明です。内容が興味を惹くものであれば、ふむふむと読んでもらえることもあるかもしれません。興味を惹く内容という点では、その人の人となりが分かるような具体的なエピソードを織り交ぜた内容のものがいいのではないかと思います。そういう意味で、具体的に交流があった方をお願いすることをお勧めします。なお、「インパクト」といっても嘘は書かないほうがいいです。

なお、推薦状の送付については、大学によっては、別送と指定しているところもありますので、推薦状の枚数、誰に書いてもらうのか、さらに、発送方法についても、注意深く確認するのがいいようです。

以上

(原稿受領 2010. 10. 27)